平成２７年（フ）第１８４号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地56―２棟213号
債務者　岡田　憲一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１４３号
さいたま市大宮区三橋１丁目233番地１　セブンオーハイム102
債務者　荒木　千明
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７６号
埼玉県和光市白子３丁目16番50―207号
債務者　吉澤真由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
埼玉県入間市大字下藤沢785番地706
債務者　植村　嘉文
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５２０号
埼玉県所沢市大字上安松856番地の１サンハイツ貫井101
債務者　槇　　政司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２９号
静岡県富士市原田1337番地の28、前住所静岡県富士市鈴川西町16番41号
債務者　鈴木　晴久
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９２０号
滋賀県大津市南小松618番地の12、申立時の住所京都市右京区嵯峨野有栖川町１番地の53
債務者　榎本　進太
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
京都府福知山市和久市町239番地　ＳＥＩＷＡマンション107号
債務者　長岡バージニアこと　ＮＡＧＡＯＫＡ　ＶＩＲＧＩＮＩＡ　ＣＡＰＩＮ
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第７０７号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地５棟503号
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９３号
大阪府藤井寺市北條町15番45号
債務者　伊勢　舞子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
福岡県飯塚市忠隈188番地１
債務者　長田　　充
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第６３号
鹿児島県阿久根市波留2128番地２
債務者　安川　智子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３４７７号
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番27号　アドバンス渋川　505号
債務者　大内佐由里
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４４号
大阪府守口市佐太東町１丁目35番15―501号
債務者　岩本　真弓（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６７号
大阪市西成区旭１丁目３番25号スリーハイツ301
債務者　岩城　利郎
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６３号
大阪府門真市四宮３丁目３番36号　２Ｆ
債務者　中尾　政雄（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１８号
大阪市東淀川区相川２丁目10番２号西田マンション２Ｆ
債務者　緒方　辰美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部